



令和3年10月20日

東京都教育委員会 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会
会長 新美



東京都情報公開条例第34条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年8月13日付3教学高第1332号により、当審議会に対して諮問された「東京都立学校等給付型奨学金事業に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「東京都立学校等給付型奨学金事業に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「東京都立学校等給付型奨学金事業に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、東京都立学校等給付型奨学金事業における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

委託先及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。

都の委託先に対する監督については、前回の評価書に対する当審議会の意見として、具体的な搬送方法や暗号鍵の管理など委託業務における運用体制についても、委託業務開始までに整備すべき旨答申したところ、今回の点検においては、根拠資料として運用体制図や運用保守委託仕様書等が提出され、また、評価部会において実施機関に確認したところ、具体的な手順や体制について、適切に定められている。

当該事務は、大規模な業務であることに鑑みると、委託及び再委託の必要性が高いと考えられる一方で、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものである。

今後も、外部記録媒体及び暗号鍵の厳格な運用管理並びに厳格な管理監督について、継続的な検証に努めること。

2 文書の廃棄について

当該事務は平成 30 年に開始されており、現時点で当該事務に係る保存期間を満了した文書は存在しないものの、今後の廃棄を見据え、評価書には文書廃棄の委託に係る安全管理措置が記載されている。

廃棄に当たっては、各校で意思決定を行い、廃棄を行う旨評価書に記載されているが、委託開始までに、具体的な手順及び基準を定め、事前に各校へ周知を行うなど、各校において遺漏なく、適切に廃棄が行われるよう、努めること。

また、今後委託契約を締結するに際しては、評価書に記載した安全管理措置を着実に講じること。

3 アクセスログの管理について

当該システムにおいては、特定個人情報ファイルのアクセスログ及び操作ログを記録し、不正アクセスを監視している。今後も、妥当な技術水準においてアクセスログの適切な管理、分析を行い、不正アクセスの防止に努めること。

4 関連規程の整備及び評価書等の活用について

前回の点検時は、当該事務の開始前であり、業務マニュアルなど運用に係る一部の規程等は未整備であったが、今回の点検においては、当該事務に係る、事務処理マニュアル、端末操作マニュアル、取扱いマニュアル、研修資料等、必要書類が詳細なレベルで整備されていることが確認できた。

評価書だけでなく、これらの関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、特定個人情報取扱者への研修を適切なタイミングで行うなど、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和3年8月13日	諮問
令和3年8月16日から 同月25日まで	本評価書案概要説明・審議 (第57回特定個人情報保護評価部会)
令和3年9月22日	審議(第58回特定個人情報保護評価部会)
令和3年10月20日	「東京都立学校等給付型奨学金事業に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、宮内 宏